

東京 令和5年度向島労働基準監督署のあらまし

~一人ひとりが光輝く働き方をめざす TOKYO へ~

管 内 概 況

【管轄区域】 墨田区•葛飾区

管轄区域は東京都の東部に位置し、北は埼玉県、東は 千葉県,南は江戸川区と江東区,西は台東区と荒川区と 足立区に隣接しています。

墨田区:東京23区内で屈指のものづくりのまち。 製造業の事業場数は23区内で第2位。9人 以下が8割以上。観光スポットが多数ある。

葛飾区:製造業が比較的多く、事業場数は23区内 で第4位。9人以下が8割以上。昔ながら の人情味溢れた地域として知られている。

【管内適用事業場数】

管内の適用事業場は25.039事業場で、267.786人 の労働者が就労しています。 * 平成 26 年経済センサス基礎調査 【主な産業】

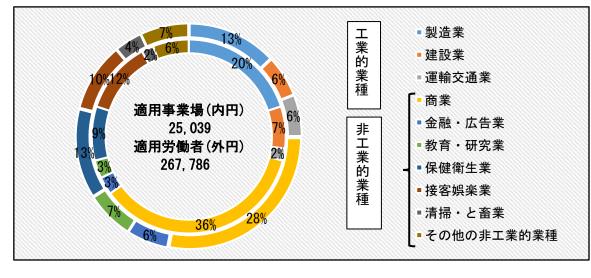
管内の産業は、製造業の割合が全体の20%と高く、 その中でも金属製品製造業、印刷製本業などの地場産業 が多数を占めています。第三次産業では、保健衛生業の うち社会福祉施設が漸次増加しており、保健衛生業は全 体の9%を占めるに至っています。 高さ 634 メートル の東京スカイツリーが、大規模商業施設「東京ソラマチ」 とともに平成24年5月に開業し、観光スポットとして 世界的にも注目を浴びています。



隅田川から望む東京スカイツリー(墨田区)

東京都最低賃金 時間額1.113円 (前年比41円増額) 令和5年10月1日発効 東京都で働くすべての労働者に適用さ れます。

管内の適用事業場・適用労働者の割合



令和5年度の重点対策の具体的内容

1 改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

1か月当たりの時間外・休日労働時間数が80時間を超える長時間労働を行っている,あるいはそのような疑いのある事業場に対して,積極的に監督指導を行います。

また、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して優先的に監督指導を実施します。

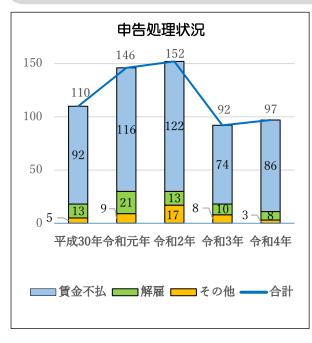
2 中小企業及び適用猶予業務等に対する改正労働基準法等の周知及び支援

中小企業や令和6年4月1日から時間外労働上限規制が適用される建設業,道路旅客・貨物 運送業及び医療保健業を対象として、労働時間相談・支援班による労働時間管理等講習会を毎月 開催します。講習会の参加が難しい中小企業に対しては、個別訪問による支援を実施し、当該企 業の実情に応じて、働き方に対応した労務管理の導入支援、助成金の活用について周知します。

3 管内状況に対応した一般労働条件の確保・改善対策の推進

事業場において、基本的な労働条件の枠組みをつくり、これを定着させることは重要であり、 労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

そのため管内情勢の把握,収集に努め,賃金不払,解雇等に関し労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため迅速かつ適切に対応します。



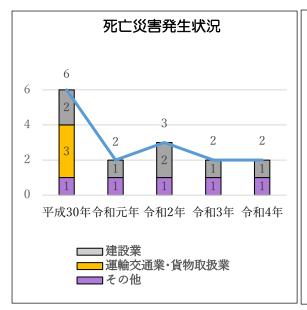


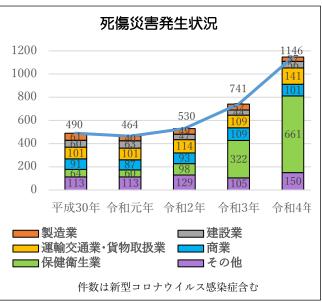
4 労働者の安全と健康の確保対策の推進

管内の労働災害発生状況

令和4年の死亡災害は2人(前年同数),死傷災害は1146人で前年比54.7%増となりました。 特に、保健衛生業で105%増(322人→661人)と増加が顕著となっています。

第14次東京労働局労働災害防止計画(14次防)がスタート! 14次防ではアウトプット指標・アウトカム指標を定め、労働災害防止の取組を推進します。 「アウトプット指標」:事業場が実施する事項、「アウトカム指標」:アウトプット指標の実施結果期待される事項 目標:死亡・死傷災害を令和4年と比較し、令和9年までに5%以上減少させる





- (1) 製造業,建設業,陸上貨物運送事業,第三次産業を中心とした労働災害防止対策の推進 管内の災害発生状況や業種ごとの問題点を把握したうえで,個々の事業場の安全衛生水準の引き上げに向けた取組を行うとともに、各種団体に対し指導を行い、業種や団体単位での安全衛生水準の向上を図ります。
- (2) 業種によらない労働災害防止対策(転倒災害防止,高年齢労働者の災害防止,熱中症予防)の推進 転倒災害防止対策及び「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の労働災害 防止対策の内容を,あらゆる業種に対して周知啓発を行います。

また、熱中症が多く発生している建設業、警備業等の屋外型産業に対して、早い時期から熱中症予防対策の徹底を指導するほか、熱中症が発生している小売業等あらゆる業種に対して、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の周知を行います。

(3) 労働者の健康確保対策(過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策)の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導、メンタルヘルス対策等の実施の徹底を図るため、 監督個別指導、集団指導等のあらゆる機会において周知指導を実施します。

また、十分な取組が行われていない事業場等に対しては、東京産業保健総合支援センター又は 東京東部地域産業保健センターの利用勧奨を行います。

(4) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の内容の周知指導を実施します。 また,安全データシート(SDS)の入手,リスクアセスメントの確実な実施等の指導を行います。

(5) 石綿ばく露防止対策の推進及び改正石綿障害予防規則の周知

監督個別指導・集団指導等において改正石綿障害予防規則を踏まえた周知指導を行うとともに, 地方自治体と情報の共有及び連携を図り, 合同パトロール等を実施します。

(6) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

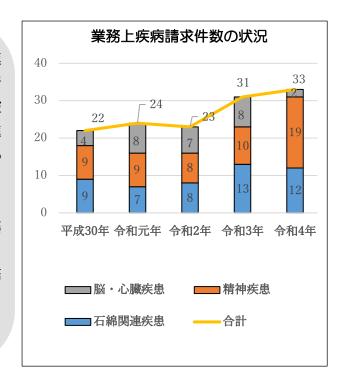
有害物等による健康障害防止措置(労働安全衛生法第22条)に基づき、危険有害な作業を行う個人事業者等に対して労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令の周知指導を実施します。

5 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険は,業務上の事由又は通勤による 労働者の負傷,疾病,障害,死亡等に対して迅速 かつ公正な保護をするため,必要な保険給付を行 うほか,被災労働者の円滑な社会復帰の促進,被 災労働者及びその遺族の援護等の社会復帰促進 等事業を実施し,労働者の福祉の増進に寄与する ことを目的としています。

今年度は

- 労災保険給付等の迅速・適正な事務処理の徹底
- ・ 過労死等請求事案に係る的確な労災認定
- 石綿関連疾患請求事案に係る迅速・適正な事務 処理の徹底
- 新型コロナウイルス感染症への的確な対応に取り組みます。



向島労働基準監督署の組織と主な業務

【方面】03-5630-1031

- 監督指導, 司法事件捜査
- 賃金,解雇,労働時間等の労働条件に関する相談・申告
- ・就業規則、36協定届等の届出の受理
- 宿日直,解雇予告除外認定等の許可・認定

【総合労働相談コーナー】03-5630-1043

・総合労働相談,個別労働関係紛争の解決促進

【業務課】

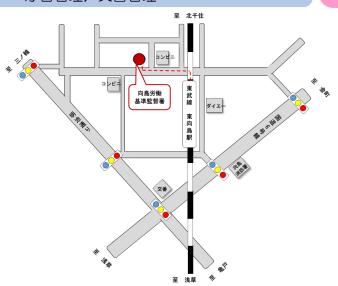
- 総務, 会計
- 庁舎管理、文書管理

【安全衛生課】03-5630-1032

- ・ 労働災害防止, 職業性疾病防止の指導
- ・工事計画,機械設置等の届出受理・審査
- ・ボイラー、クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告,健康診断結果報告,安全・衛生管理者選任報告等の届出の受理

【労災課】03-5630-1033

- 労災保険給付(療養•休業•障害•遺族等)
- 労働保険関係成立の届出の受理,労働保 険料の徴収



向島労働基準監督署

〒131-0032

東京都墨田区東向島 4-33-13

東武スカイツリーライン東向島駅 から徒歩1分

※ 窓口取扱時間は8:30~17:15 (土日祝祭日等は閉庁)です。 (令和5年9月)